

東大和市職員の懲戒処分に関する指針

第1 この指針の趣旨

この指針は、職員に対して懲戒処分を厳正かつ公正に行い、公務における規律と秩序を維持するため、懲戒処分に付すべきものと判断した事案についての標準的な処分量定、懲戒処分を行った場合の公表の基準その他懲戒処分を行うことに関して必要な事項を定めるものとする。

第2 基本事項

この指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、次に掲げる事項等を総合的に考慮のうえ判断するものとする。

- (1) 非違行為の態様、被害の大きさ及び司法の動向など社会的重大性の程度
- (2) 非違行為を行った職員の職責、過失の大きさ及び職務への影響など信用失墜の度合い
- (3) 日常の勤務態度及び常習性など非違行為を行った職員固有の事情等
- (4) 非違行為後の対応

ただし、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

また、過去に非違行為を行い懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、量定を加重するとともに、非違行為を行った職員が、管理監督者の職にある場合には、懲戒処分の対象となるだけでなく、分限降任処分をすることもある。

第3 懲戒処分及び懲戒処分に至らない指導上の措置

1 懲戒処分の種類

地方公務員法第29条及び東大和市職員の懲戒に関する条例の規定により、任命権者が職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

- (1) 免職 職員としての身分を失わせる処分
- (2) 停職 職員の職を保有したまま、1日以上6月以下の範囲内で職務に従事させない処分（停職の期間中は、いかなる給与も支給しない。）
- (3) 減給 職員の給料の支払額について、1日以上6月以下の範囲内で給料の10分の1以内を減ずる処分
- (4) 戒告 職員の規律違反の責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 懲戒処分に至らない指導上の措置の種類

職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるための行為で懲戒処分に当たらない次のもの

- (1) 訓告 任命権者が文書により行う注意
- (2) 厳重注意 任命権者が口頭により行う注意

第4 標準例

懲戒処分の標準例は、別表のとおりとする。

第5 内部通報及び告発に関する措置

- (1) 非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。
- (2) 非違行為の事実を、自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分の量定を軽減できるものとする。
- (3) 職員が行った非違行為のうち、刑事事件に係る事案については、刑事訴訟法に定めるところにより告発又は告訴を行う。

第6 懲戒処分の公表基準

任命権者が職員の懲戒処分を行った場合等には、次の基準により公表する。

1 公表対象

- (1) 懲戒処分
- (2) 管理監督者の職にある者の非違行為に対して、懲戒処分と併せて行った分限降任処分
- (3) 特に市民の関心の大きい事案又は社会に及ぼす影響が著しい事案について行った懲戒処分に至らない指導上の措置

2 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表する内容の一部又は全部を公表しないことができる。

3 公表する内容

公表する内容は、個人が識別されないことを基本として、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、免職を行った場合等社会に及ぼす影響が大きい事案は、職名、氏名等の個人情報公表する場合がある。

- (1) 発生年月日
- (2) 職種及び職層
- (3) 所属部名
- (4) 年齢及び性別
- (5) 事案の概要
- (6) 処分内容
- (7) 処分年月日

4 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分を行った後に、速やかに公表する。
- (2) 公表は、報道機関への資料提供その他の方法により行う。

第7 この指針の施行期日

- (1) 施行期日（平成18年10月27日市長決裁）
この指針は、平成18年11月1日から施行する。
- (2) 施行期日（平成18年11月27日市長決裁）（別表の1一般服務関係、2 公金公物取扱い関係、3 公務外非行関係及び5 監督責任・関係職員関係）

この指針は、平成18年12月1日から施行する。

(3) 施行期日（平成20年7月28日市長決裁）

この指針は、平成20年7月28日から施行する。

(4) 施行期日（平成31年3月25日市長決裁）

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4関係）

東大和市職員の懲戒処分標準例

1 一般服務関係

代表的な種類及び事由		標準的処分量定
(1) 欠勤	正当な理由がなく勤務を欠いた場合	免職、停職又は減給
(2) 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに正当な理由がなく繰り返し勤務を欠いた場合	停職、減給又は戒告
(3) 休暇等の虚偽申請	病気休暇、職務に専念する義務の免除等について虚偽の申請をした場合	停職、減給又は戒告
(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告
(5) 職場内秩序びらん	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合	免職、停職又は減給
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合	免職、停職、減給又は戒告
(6) 営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した場合	免職、停職、減給又は戒告
(7) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	免職、停職、減給又は戒告
(8) 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	免職、停職又は減給
(9) 秘密漏えい	故意に職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職又は停職
(10) 個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合	免職、停職又は減給
(11) 個人情報の盗難、紛失又は流出	過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
(12) 個人情報の不当利用	職務上知り得た個人情報を自己の利益のために利用する等不当な目的で使用した場合	免職、停職又は減給
(13) コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	免職、停職、減給又は戒告

(14) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司、部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合	停職又は減給
	ウ イの場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
	オ エの場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患したとき	停職又は減給

2 公金公物取扱い関係

	代表的な種類及び事由	標準的処分量定
(1) 横領・窃取・詐取	公金若しくは公物を横領し、若しくは窃取し、又は人を欺いて公金若しくは公物を交付させた場合	免職
(2) 収賄・供応	ア 職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束した場合	免職
	イ 職務に関し関係業者との虚礼若しくは贈答の授受を行い、又は接待、会食等の供応を受けた場合	免職、停職、減給又は戒告
(3) 紛失	公金又は公物を紛失した場合	減給又は戒告
(4) 盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合	減給又は戒告
(5) 公物損壊	故意に職場において公物を損壊した場合	停職、減給又は戒告
(6) 出火・爆発	過失により職場において公物の出火又は爆発を引き起こした場合	減給又は戒告
(7) 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合又は故意に届出を怠り、若しくは虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合	停職、減給又は戒告

(8) 公金公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした場合	免職、停職、減給又は戒告
---------------	--------------------------------	--------------

3 公務外非行関係

	代表的な種類及び事由	標準的処分量定
(1) 放火・殺人	放火をし、又は人を殺した場合	免職
(2) 傷害・暴行・けんか	ア 人の身体を傷害した場合	免職、停職又は減給
	イ 人を傷害するに至らなかった場合	停職、減給又は戒告
(3) 器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	停職、減給又は戒告
(4) 横領・占有離脱物横領	ア 自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した場合	免職又は停職
	イ 遺失物等占有を離れた他人の物を横領した場合	停職又は減給
(5) 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	免職又は停職
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
(6) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職又は停職
(7) 賭博	ア 賭博をした場合	停職、減給又は戒告
	イ 常習として賭博をした場合	免職又は停職
(8) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬、覚せい剤等を所持し、又は使用した場合	免職
(9) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	停職、減給又は戒告
(10) わいせつ行為等	ア 強制わいせつ 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	免職
	イ 淫行 18歳未満の者に対して、淫行をした場合	免職又は停職
	ウ 児童買春 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職

	エ 痴漢行為 公共の乗物等において痴漢行為をした場合	免職又は停職
	オ その他のわいせつな行為 法律等に違反して盗撮、のぞき、その他のわいせつな行為を行った場合	免職又は停職
(11) ストーカー行為	ストーカー行為をした場合	免職又は停職

4 交通事故・交通法規違反関係

代表的な種類及び事由		標準的処分量定
(1) 飲酒運転	ア 酒酔い運転をした場合	免職又は停職
	イ アの場合において人を死亡させ、又は傷害を負わせたとき	免職
	ウ 酒気帯び運転をした場合	免職又は停職
	エ ウの場合において人を死亡させ、又は傷害を負わせたとき	免職又は停職
	オ エの場合において救護を怠る等事故後の措置義務違反をしたとき	免職
	カ 飲酒運転であることを知りながら、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者の車両に同乗した場合	免職、停職、減給又は戒告
	キ 飲酒運転となるおそれがあることを知りながら、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者に車両若しくは酒類を提供した又は飲酒を勧めた場合	免職、停職、減給又は戒告
(2) 飲酒運転以外での交通事故 (人身事故を伴うもの)	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	免職、停職又は減給
	イ アの場合において救護を怠る等事故後の措置義務違反をしたとき	免職又は停職
	ウ 人に傷害を負わせた場合	減給又は戒告
	エ ウの場合において救護を怠る等事故後の措置義務違反をしたとき	免職又は停職
(3) 飲酒運転以外での交通法規違反	ア 著しい速度超過、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした場合	停職、減給又は戒告
	イ アの場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をしたとき	停職又は減給

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえで判断するものとする。

5 監督責任・関係職員関係

	代表的な種類及び事由	標準的処分量定
(1) 管理監督不適正	ア 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたとき	減給又は戒告
	イ 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職又は減給
(2) 関係職員の懲戒処分	非違行為をした職員に対し、当該非違行為に係る事項を教唆し、又は当該非違行為を幫助したと認められる場合	免職、停職、減給又は戒告